

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回専門部会
議事録

令和 7 年 8 月 1 日
15 : 05 ~ 15 : 40
千葉労働局 1 階会議室

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会 第 1 回専門部会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 1 日（金） 15：05～15：40

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

岡田委員、田中委員、中島委員

使用者委員

坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

- （１） 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
- （２） 千葉県最低賃金の金額について
- （３） その他

5 議事内容

（賃金室長補佐）

ただいまから、令和 7 年度第 1 回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

当専門部会委員は、7 月 11 日に開催された第 443 回本審議会において説明しましたとおり、審議会終了後に候補者の推薦公示を行うなど所定の手続を行い任命いたしました。

各委員皆様の辞令につきましては、本来、労働局長から直接お渡しすべきところでございますが、都合上お手元に配付させていただいておりますので、どうぞご了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日は本年度第 1 回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、ご了承をいただきたいと存じます。

続きまして、定足数について確認させていただきます。

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

それでは、はじめに基準部長の福田からごあいさつを申し上げます。

(基準部長)

本日は、お疲れ様です。

委員の皆様方には、日頃から大変お世話になっております。

先日の諮問の際、私が所要により不在としておりましたので、本日初めてお会いする方もおられるかと思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本日は本審議会に続いての専門部会ということになりますが、本専門部会におきましては、千葉県最低賃金の金額改定に向けまして、真摯なご議論をお願いしたいと思っております。

本日も、事務局の方から数多くの資料を配布させていただいておりますが、事務局といたしましては、円滑な議事運営に資するよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、すでに先ほどもご案内しましたが、昨日5回目の目安小委員会が開催されまして、結論の方は持ち越しとなっております。

このため、中央の方では本日も11時から開催され、何時ぐらいに終了するのかが気になるころではありますが、6回目の目安の小委員会が行われております。

そうした状況の中で、本日は事務局から目安の伝達もできない状況ではございますが、何卒、ご審議の方よろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

(賃金室長補佐)

それでは、続いて、部会長及び部会長代理を選出していただきたいと存じます。

なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなりますが、先日の公益委員会議での協議の結果、部会長に村上委員、部会長代理に大竹委員ということでしたが、いかがでしょうか。お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

ただ今、部会長に村上委員、部会長代理に大竹委員が選出されました。

それでは、これからの議事進行につきまして村上部会長、よろしくお願いいたします。

(部会長)

審議に入る前に、一言ごあいさつさせていただきます。

本日、各社次々に中央最低賃金審議会での審議により、目安額が過去最大の上げ幅になるであろうという報道がなされております。

経済情勢の変動とともに最低賃金に対する注目が年々高まってきており、責任の重さを痛感しております。

労使の委員の皆様も、お立場の違いはありますが、やはり同じような思いでいらっしゃるものと考えております。

これから審議が始まりますが、それぞれのお立場で真摯な議論が尽くせるように努めてまいりたいと思いますので、どうぞ、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、令和7年度第1回千葉県最低賃金専門部会の審議に入ります。

まず、議事の公開についてですが、7月11日に行われた運営小委員会で協議し、先ほど開催の本審議会で報告をしましとおり、昨年同様に傍聴は1回目を除き非公開、議事録は2者協議を除き公開といたします。

本日は第1回目の専門部会ですので、公開となります。

傍聴される方が2名おりますことをご報告いたします。

また、議事録については申しましたとおり、公労使の三者が揃い審議する部分は、議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

次に、専門部会の進め方についてですが、昨年同様に第1回目の専門部会で労使双方から基本的なお考えをご披露いただき、第2回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入る、という流れで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし。結構です。旨の声》

(部会長)

それでは、本日の専門部会は、労使それぞれから基本的なお立場、お考えなどをご披露いただくこととし、第2回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入ることにしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから労使双方に基本的なお考えなどを述べていただきます。
よろしいでしょうか。

《はい。旨の声》

(部会長)

それでは、労働者側から述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(労働者代表委員)

私の方から基本的な労働側の考え方ということで、総括的な認識と、それに合わせまして補強的な見解を述べていきたいと思っております。

まず、総括的な認識ということでございますけれども、1点目としましては、労働者の生活は昨年以上に厳しさを増しているということと、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい状況に置かれているということでございます。

これを踏まえて、私たち審議会委員は、最低賃金引上げの注目度が極めて高いということと合わせて、厳しい目線が向けられていることを肝に銘じて、今年の審議を行う必要があると考えております。

先行き不透明だからこそ、最低賃金近傍で働く者の生活を守り、景気を失速させないためにも最低賃金を大幅に引き上げていく必要があると考えております。

最後ですけれども、最低賃金の意義について改めて申し上げたいと思います。

最低賃金法第1条において、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すると謳われております。

労働者側は、本年も中央で出された公益見解に配慮をしたうえで、千葉県の状況、実情等を考慮に入れながら、公益の先生方のご知見を伺いながら労使で議論を尽くして結論を得るよう努力していきたいと考えております。

補強的な見解でございます。

1点目が、千葉県の地域別最低賃金ですけれども、1,076円で年間2,000時間働いても年収で215万円程度ということでワーキングプア水準であるということで、生存権を確保したうえで、労働の対価としてふさわしい水準に引き上げていくべきであると考えております。

2点目が、千葉市の消費者物価は5月ですけれども、持ち家の帰属家賃を除く総合ですけれども、支出が112.7%となっておりまして、対前年比では3.5%の上昇に達しているということで、高い水準で推移をしているということと、また、食料品においては5.7%という上昇率になっておりまして、とりわけ、生活必需品など切り詰めることのできない支出項目における物価上昇が、最低賃金近傍

で働く者の生活を圧迫しているという状況でございます。

3点目が、今年の春季生活闘争の結果を振り返りますと、経営事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、春季における労使交渉を通じて人材の確保・定着、現場力の強化、モチベーション向上など今後の事業継続を見据えた人への投資を経営側が英断した結果であると捉えております。

4点目が、連合は一昨年より中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という相対的貧困の物差しによる目標設定を確立しており、これを念頭に今年も、そして来年以降も、継続的な水準引上げを実現していく必要があると考えております。

5点目が、連合の算出したリビングウェイジ、こちらの労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準ということで、千葉県の時間額は先ほどあったとおり1,220円ということで、東京の1,350円、神奈川の1,270円の次に高い時間額であるということで、最低賃金におきましてはAランクで最下位の水準となっておりますので、そもそも絶対額として賄えていないということに加えて、これまでの審議会でも申し上げたとおり、適正な水準ではないと認識しております。

6点目が、千葉県の雇用情勢、完全失業率・有効求人倍率ともに昨年の審議時以降、堅調に推移しており、雇用人員判断DIも製造業、非製造業とともに規模区分を問わず不足超過の状況になるということでした、また、パートタイム労働者の募集賃金の下限額を見ても、最低賃金と比較しましても大きく上回っておりまして、こういった労働市場の動向も加味して、最低賃金の大幅な引き上げを図るべきであると考えております。

7点目が、企業の倒産件数は千葉県では2024年に308件と近年では増加傾向にありますけれども、統計上の雇用情勢は堅調でありまして、そもそも労働者側としては最低賃金の引上げと雇用維持等は相反しないと考えており、最低賃金の引上げに伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響はかなり限定的であると思われております。

8点目が、法人企業統計を見ますと企業の利益剰余金、内部留保のストックですけれども、企業規模に関わらず、過去最高収支にあるということでございます。

とりわけ、資本金1,000万円未満の企業においては、この10年で倍以上に膨らんでおり、利益が十分に賃金に回っていない実態にあると考えております。

内部留保の全てが賃上げの原資にはならないとはいえ、最低賃金審議における一つの考慮要素の一つであるということで、通常の事業の賃金支払能力としては問題ないと考えております。

9点目が、中小零細事業所への賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備や、より広範な支払能力の改善、底上げが重要と考えております。

環境整備に向けまして、政府の各種支援策の更なる活用促進と利活用状況を踏まえて効果測定とその情報提供を一層徹底していくこと、パートナーシップ構築宣言の普及促進を早急かつ徹底的に進めていくこととともに、この実効性を高めていく取組が重要であると考えております。

最後ですけれども、労働側は、本年も使用者側委員、公益委員の先生方と議論を尽くして、結論を得る努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

続きまして、使用者側からお願いします。

(使用者代表委員)

本年もよろしくお願いいたします。

それでは私から、まず現下の経済情勢、企業動向に関する認識、そして、本年度の基本的な考え方ということで申し上げたいと思います。

まず、現下の経済情勢、企業動向に対する認識についてですけれども、特にコロナ禍以降、インバウンド需要ですとか、AI・DX関連の省力化、環境関連分野での設備投資の活発化などもございまして、こういったものが牽引役となり、全体として景気回復基調を辿ってきたということだと思いますが、ご案内のとおり、足元の物価高、円安、それからアメリカのトランプ関税の影響等々、不透明要因が加わってきております。

この関係で、個人消費の頭打ち傾向ですとか、企業の中でも生産活動に一部停滞が見られるというようなこともあり、先行きの景況感は、総じて悪化に転じている状況だと認識をしております。

また、とりわけ中小企業を中心に、原材料価格の高止まり、人材確保のための防衛的な賃上げによるコスト増、人手不足による機会損失と売上げの逸失、価格転嫁は十分に進んでいないことなど、ますます経営環境が厳しい状況下であると考えております。

日銀短観をはじめ、各種の景況調査ですとか、倒産状況に係る調査、こういったものからも中小、特に中小・小規模企業の経営環境の厳しさが浮き彫りになっていると、県内の中小企業についても同様ではないかというふうに考えているところでございます。

次に基本的な考え方でございますけれども、本年度、連合さんの春闘の調査等々でも、大幅な賃上げが引き続き実現はしておりますが、一方で先ほど来申し述べているとおり、足元の急激な円安、諸物価の高止まり状況、それから繰り返

しになりますが、昨年と異なる点としては、新たな大きな外部要因としてトランプ関税の影響なども出てきているということで、生産活動への影響が出始めています。

サプライチェーンの停滞による原材料価格の調達コスト増などの影響も今後予想されることから、特に中小零細企業にとりましては、直接・間接の経営圧迫要因となってくることも踏まえる必要があると考えております。

また、中賃の議論においても取り上げられておりますが、最低賃金がここ数年の急激かつ大幅な改定が続いていることで、中小零細企業の負荷が年々増大しているということだろうと思います。

言うまでもございませんけれども、最低賃金は個別企業の経営判断で行う賃上げとは意味合いが異なり、規模・業種に関係なく、全産業に対する一律強制力を持った法的拘束力を発揮するものでございます。

また、下方硬直性も高く、一旦引上げ改定がなされれば、その後、仮に経済情勢が悪化してもなかなか引き下げられるということは考えにくい面もあろうかと思っております。

今年度、政府においては2020年代に全国平均1,500円の引上げを目指して5年間で集中的に取り組むということを目標に掲げていること、あるいは、中賃の資料の中にも触れられたと思いますが、今年度につきましては、目安を超える引上げが行われた都道府県につきましては、交付金等による助成などについても触れられているようではございますけれども、引き続き、使用者側としてはデータに基づいて、かつ、千葉の情勢、企業の実態を十分に踏まえた議論ができればなというふうに考えているところでございます。

もう一点は、先ほど労働者側委員からもございましたけれども、環境整備ということで、ここにきて価格転嫁なり、生産性向上に向けた動きというのは徐々に整いつつあるのかな、と思っております。

千葉県におきましても、魅力ある職場づくり公労使会議におきまして、適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現共同宣言というものが採択されるなど、機運の醸成等々も図られつつあるというふうには感じております。

これは良い流れだと思いますので、持続的なものとしていくために、引き続き環境整備に係る継続を要望できればなと思っております。

今日は、具体的な目安が出ておりませんので、改定水準に関する発言は控えさせていただきますけれども、来週以降の専門部会での目安額、それから中賃の議論の方向性とか考え方も踏まえながら、本年度も議論していきたいと考えているところでございます。

使用者側からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

(部会長)

ありがとうございました。

本日は、冒頭でも申し上げたとおり、労使双方のお考えなどをお聞きするところまでとなりますので、次回から開催される第2回目以降の専門部会で具体的な金額審議に入りたいと思います。

本日の議題は以上となりますけれども、ここまでで何か労使の皆様の方で発言されたいことがあればお願いいたします。

(労働者代表委員)

昨年も専門部会第1回目で触れたのですが、答申とともに先ほども申し上げたとおり、環境整備に向けて、また、今年度も高い水準の改定額になることが考えられますので、付帯事項をつけていただくということを要望させていただきます。

(部会長)

労働者側から、答申の際の付帯事項についてのお話が出ましたが、使用者側いかがでしょうか

(使用者代表委員)

お願いします。

(部会長)

事務局、いかがでしょうか。

(賃金室長)

それでは、付帯事項につきましては各側委員の意見を取りまとめまして、皆様にお示しさせていただきたいと思います。

(部会長)

では、各側委員の皆様におかれましては、ご意見などを調整のうえ、事務局へお伝えください。

そのほか何かございますか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいでしょうか。

《はい。旨の声》

(部会長)

それでは、本日の審議は終了となりますが、今後の審議日程について事務局からご説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、本審議会でお配りしました今後の日程案をご確認ください。

次回、第2回専門部会の開催予定はC案では8月4日14時に開催、D案では8月5日14時に開催となっているところです。

第2回専門部会の開催は、本日の目安小委員会の結果または公益見解が示されるものか否かによりますが、本専門部会開催中には目安額、公益見解は判明しないと思われます。

そこで、8月4日の月曜日に開催を予定しています第1回特別小委員会と専門部会の委員構成が同じなので、第1回特別小委員会の開催前後で、第2回専門部会の開催が可能か否かのご連絡をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

本日開催の中央最低賃金審議会の目安小委員会で、結論が出れば、8月4日月曜日の第2回専門部会は開催されるということですが、現段階では開催の可否が確定しない。

専門部会の委員構成は、第2回専門部会の前に開催される特別小委員会の同じなので、特別小委員会の開催前後に、第2回専門部会の開催についてお知らせがあるということです。

ただいまの事務局の説明にご質問はありますか、事務局からの提案はいかがでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

中賃の目安小委員会の公益見解というのは、我々が知るのは特別小委員会で知ることになるのですね。

(賃金室長)

その可能性もあります。

(会長)

土日が入りますが、事前に報道やホームページに掲載されるということはいかがでしょうか。

(賃金指導官)

公益見解の段階では報道はされないかと思います。

また、ホームページの掲載は時間がはつきりしないです。

(会長)

8月4日の当日、いきなり数字が出て具体的な審議に入るというのは仕方ないと言えは仕方ないですが、様子を見るしかないですね。

もし、情報が入れば速やかに連絡をお願いします。

例年にない状況ですが、皆様ご協力をお願いいたします。

それでは、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。